

令和 3 年 3 月 23 日  
こども家庭部保育課

## 新設私立認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

### 1 意見聴取の必要性

子ども・子育て支援法のもとで、教育・保育施設が公費による財政支援の対象となるには、市区町村長による「確認」を受ける必要がある。

市区町村長は、子ども・子育て支援法第31条の規定により、施設の利用定員を定めて確認を行うが、この利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援に係る審議会の意見聴取を行うこととなっている。

このため、令和 3 年 4 月に新規開設の私立認可保育所の利用定員について、練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行う。

子ども・子育て支援法（一部抜粋）

第 31 条 確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、小学校就学前子どもの区分（※1）ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（※1） 保育所は、第 2 号認定と第 3 号認定の区分

## 2 新設私立認可保育所の利用定員について

No.	施設の状況		設置者	認可定員 (人)
	施設名	所在地		
1	(仮称)さくらさくみらい 旭町	旭町2-46-2	株式会社 さくらさくみらい 西尾 義隆	66
2	(仮称)みらいく高松園	高松6-28-29	株式会社 第一住宅 浅井 秀樹	44
3	(仮称)太陽の子平和台保育園	平和台4-22-16	HITOWAキッズライフ株式会社 高石 尚和	40
4	(仮称)アスク上石神井保育園	石神井台4-11-3	株式会社 日本保育サービス 西井 直人	63
5	(仮称)太陽の子石神井台保育園	石神井台6-8-1	HITOWAキッズライフ株式会社 高石 尚和	60
6	(仮称)ソラスト関町保育園	関町東2-14-2	株式会社 ソラスト 藤河 芳一	60
7	(仮称)にじいろ保育園東大泉	東大泉1-12-10	ライクアカデミー 株式会社 田中 浩一	47
8	(仮称)ベビーステーション東大泉	東大泉6-51-3	有限会社 ベビーステーション 村上 吉光	69

# 新設私立認可保育所分布図

